

# 茨城県青年司法書士協議会

---

---

## 遺言、任意後見、死後事務を 総合的に支援・提案できるための基礎知識

令和6年6月15日



勝 司法書士法人  
代表社員 勝 猛一

# 法人紹介

法人名	勝司法書士法人
代表者名（代表社員）	勝 猛一
沿革・実績	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成11年1月 勝司法書士事務所（個人事務所）開業</li><li>● 平成12年6月 公社）成年後見センター・リーガルサポート会員</li><li>● 平成15年6月 法人化 7月に東京事務所開設</li><li>● 平成25年2月 相続請負人『渡る世間は瀬戸際ばかり』出版</li><li>● 平成29年9月 横浜事務所開設</li><li>● 同年 10月 一社）民事信託監督人協会 設立 理事就任</li><li>● 令和元年10月 事例でわかる『経営者の認知症対策』出版 共著</li><li>● 令和3年6月 事例でわかる『任意後見の実務』出版</li><li>● 同年3年8月 増刷決定、加除出版6月～8月販売第1位</li><li>● 令和4年1月 再度の増刷（8月の倍数）決定</li><li>● 令和4年6月 LS 利用促進法対応委員会 委員</li><li>● 令和5年5月 任意後見の実務と営業スキル講座 開始</li></ul>
設立	平成15年6月

# 目次

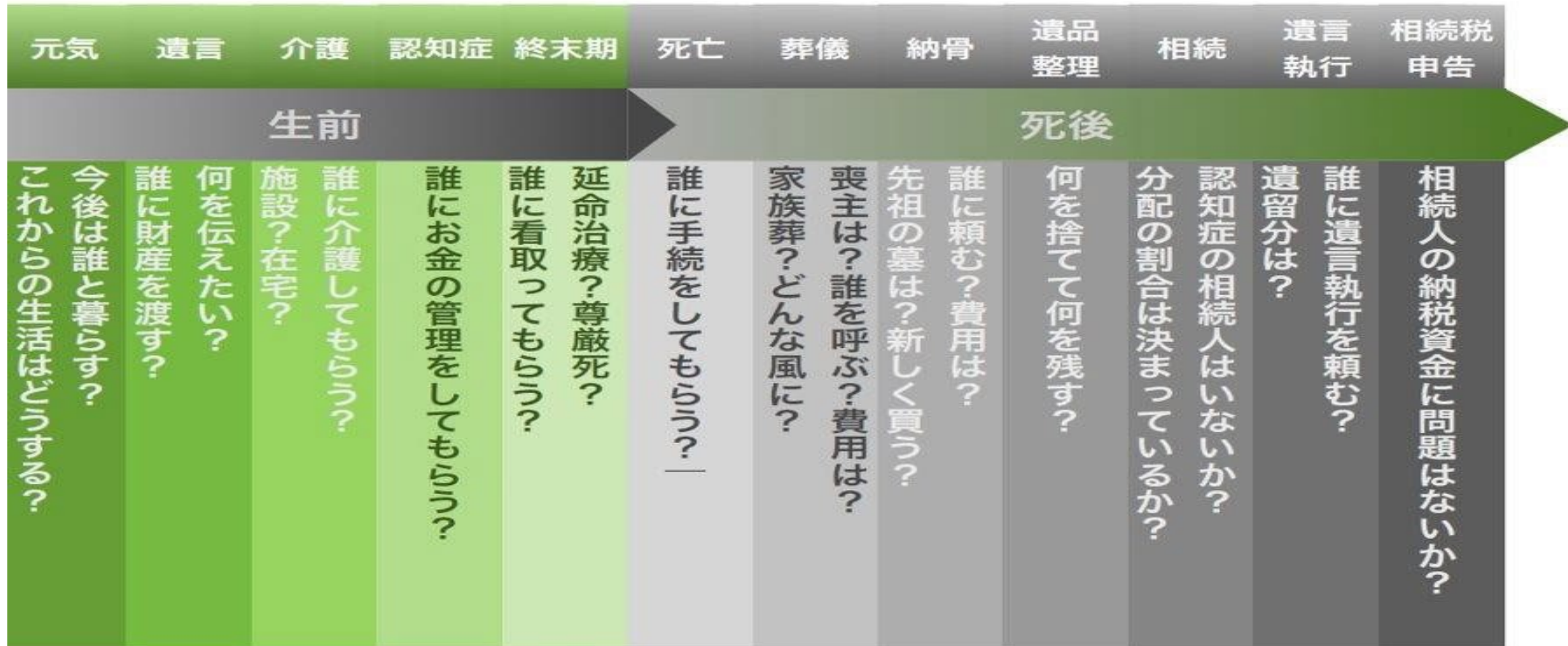
1. 任意後見契約に関する法律
2. 任意後見監督人
3. 任意後見契約の解除
4. 付随する契約（見守り・財産管理・死後事務）
5. 全ては、遺言書の作成から始まった
6. 遺言の執行民事信託と任意後見の関係
7. 報酬について

# 利用促進法で任意後見の利用者

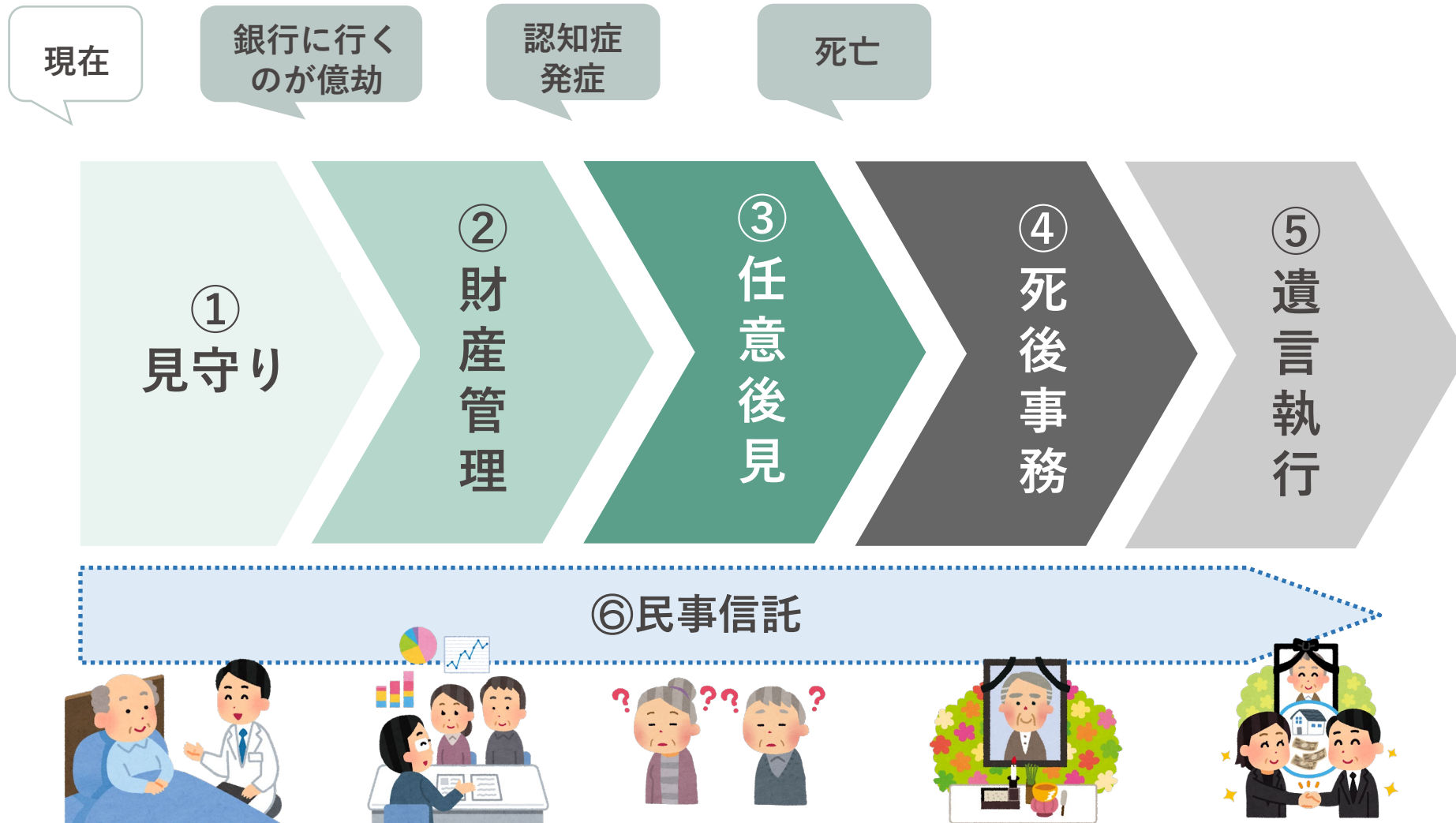
2013年	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年	2001年	2000年
9,219	9,091	8,289	8,904	7,809	7,095	6,669	5,420	4,732	3,602	2,169	1,703	938	655

	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
契約数	16,258	14,730	12,285	11,717	14,102	12,599	12,045	10,616	10,704	9,791
発効数	871	879	784	738	748	764	804	791	816	738

# 資料 元気な時から死亡後までを眺めてみましょう(三国チャート)



# 任意後見を補完する制度（全体像） ※任実P73



# 担い手を増やす

## 親族が受任者になっているもの

- ▶ 約80% (一般の人に簡単に理解できない)

## 第三者が受任者になっているもの

- ▶ 約20% (14,000件の20% = 2,800件)

## 第三者が受任者で発効している数

- ▶ 約750件の20% = 150件

## 専門家でも発効や終了は、経験したことがない業務

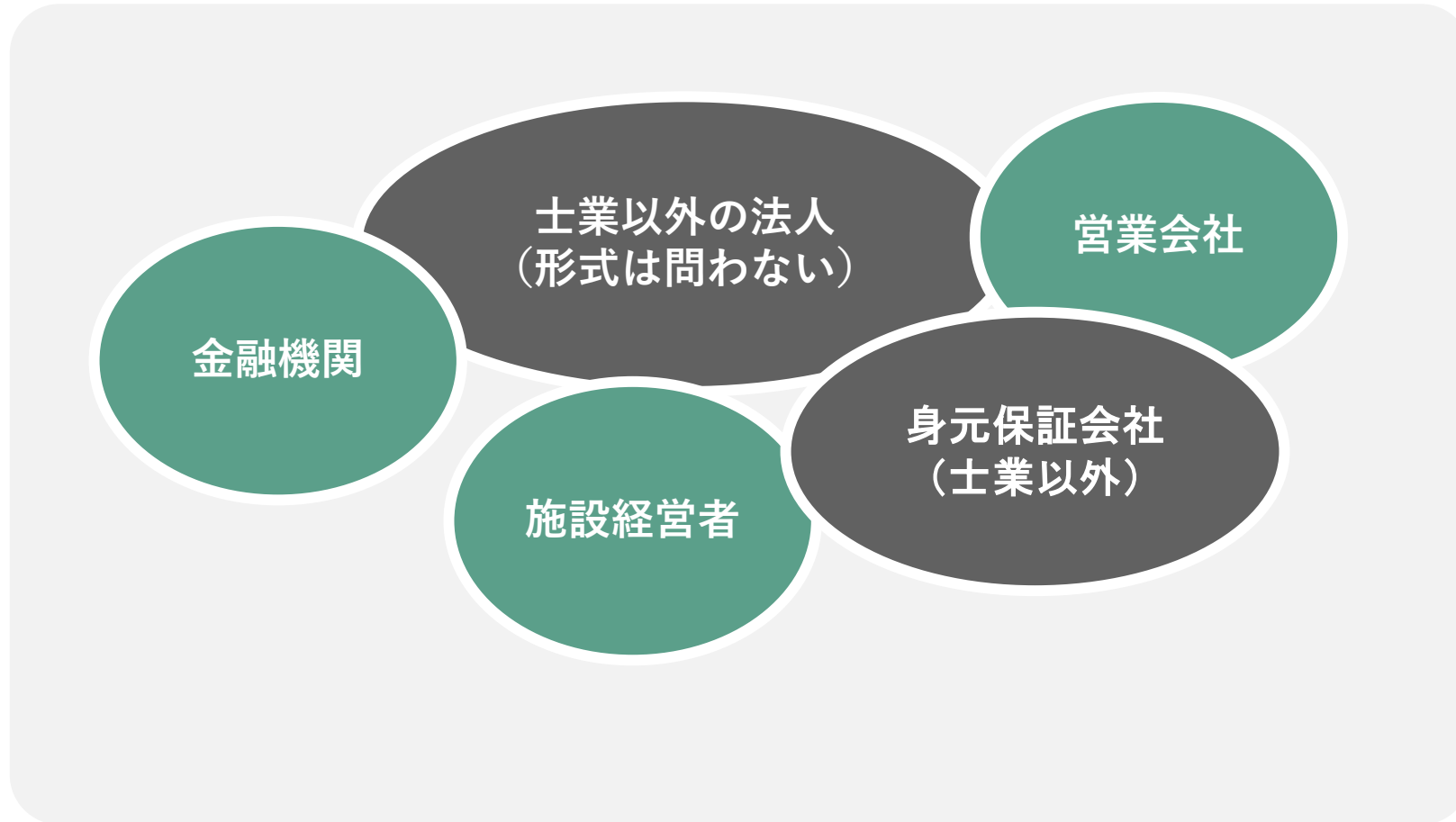
- ▶ 強いところに集中してくる



\*内閣府ホームページより



# 今後の展望



が相続業務から川上に参入しつつある

# 法定後見人には誰が選任されるのか

選任権限は家庭裁判所

候補者を記載する欄があり

親族後見の申立ては全体の 22% (23.1%) (23.9%)

親族が選任される割合 18.1% (19.1%) (19.8%)

子どもまで特定すると 9.7% (10.1%) (10.5%)程度

司法書士

11,983人  
(11,746人)  
(11,965人)

弁護士

8,925人  
(8,682人)  
(8,207人)

社会福祉士

6,132人  
(5,849人)  
(5,753人)

# 任意後見契約に関する法律

## 民法の特別法

その他は民法に従う

## 11条しかないので必ず読むこと

- 後見登記に関する法律
- 後見登記に関する政令
- 後見登記に関する省令
- 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託、などで補完

# 任意後見契約の委任事項

本人の尊厳が第一

■ 本人と受任者とで自由に決められる

■ 委任の範囲は「広く包括的に」定めておく

法定後見に移行するというリスクを負う

■ 個別具体的に内容を定める

「与えられた代理権の範囲はどこまでなのか」など任意後見監督人との間で意見の食い違いが生じないように

プロとしての腕前を見せろ

# 任意後見契約の方式

## 必ず公正証書で作成

- 公正証書によらない任意後見契約は無効
- 公証人の関与による本人の真意による契約締結の確認
- 代理人による任意後見契約締結は不可
- 本人の体調によっては出張依頼することも可能

公証人「意思能力に疑義あり」と判断した場合は、選択肢は法定後見のみ

任意後見契約がされると公証人は、登記を法務局に囑託

比較、任意後見人の解任の審判が確定、書記官が終了の登記を囑託

# 任意後見契約の変更

本人の尊厳が第一

■ 契約内容の縮減は、新たな契約書を作成

■ 内容を拡大する場合は、追加部分のみの新たな契約可能

しかし、契約解除後、追加部分を含む新たな契約が無難

■ 報酬は、任意後見発効前は公正証書

■ 発効後は、監督人との間（契約に定めある場合のみ）

# 新たな受任者と契約はできるのか？

任意後見は長期間に及ぶ

新たな任意後見契約を締結する権限を委任

法定後見との比較

受任者に法定後見開始の審判申立権限の付与は可能か？

- 任意後見人が親に代理し法定後見の申立をすること不可
- 家裁の解釈は、申立人の代理人は含まれない
- チャレンジのための記載は必要かも

# ライフプラン

## 代理権目録と合わせて作成

- 自分の人生を自分で決める自己決定権を具現化するもの
- 知らない第三者に自分の人生をゆだねないため
- 事務を行うための指針

## 本人の希望の中で現在及び将来の事項（未確定事項）

- 趣味や嗜好なども可能
- 指図書、指示書などとすることもある



# 任意後見人の解任

任意後見監督人、本人、本人の親族又は検察官の請求

任意後見人が解任されると法定後見人の選任申立てが必要

任意後見の発効のタイミング

任意後見受任者に解任事由と同様な事由があると任意後見監督人を選任せず契約を発効させない

# 付随業務(身元保証)

## 身元保証で期待されているもの

### 施設の未払い費用

- ① 認知症などでの暴力・徘徊・破壊行為など
- ② 死亡時の対応（葬儀・看取り後の遺体引取り）
- ③ 居室の片づけ（退去）

### 病院の治療費の未払い

- ① 死亡時の遺体引取り
- ② 医療同意

# 付随業務（身元保証・医療同意）

## 身元保証の問題点

- 利益相反
- 保証人の資力

## 医療同意（本人の判断能力のあるうち）

- 医的侵襲の同意は本人のみ
- 本人の希望の伝達
- 任意後見・法定後見の問題にとどまらない

# 付随業務（延命治療・尊厳死・看取り）

## 延命治療・尊厳死

- 医療同意に同じ（本人の判断能力のあるうち）
- 尊厳死協会（年会費を払いカードを取得）
- 尊厳死宣言公正証書を作成
- ライフプラン（指示書・委託書・指図書）
- 任意後見人（受任者）はそれらを提示伝達

## 看取り

- 医療同意等に同じ（本人の判断能力のあるうち）
- 施設・在宅での希望

# 任意後見契約とは→頭の保険

- 将来の認知症発症時の対応策を代理権目録に詰め込んだ「もしもの時の備え」
- 将来の事故や病気に備えて身体のための保険（生保・損保）に入るように判断能力が衰えたときに備える保険が、任意後見
- 保険が効力を発揮するのは判断能力が不十分になったとき

※任意後見契約をしないまま認知症になると… 法定後見のみ

# 任意後見監督人の選任

任意後見の契約後、本人の判断能力が衰えてきた

本人

配偶者

四親等内の親族

任意後見受任者

から

- 検察官、市区町村長は含まれないことに注意
- 頼れる親族がない場合は専門家のみもあり得る
- 親族後見人に発効を促せる関係性が大事
- 任意後見「受任者」は、任意「後見人」になる

任意後見監督人の候補者名を記載しての申立可

任意後見監督人が選任されると契約の効力が発生

任意後見人は本人からの委託事務について代理権行使

# 任意後見監督人の選任

## 本人の同意が審判の要件

本人が意思能力を表示できないときは本人の同意は必要

## 調査官が出向いて本人や受任者と面談

- 本人の判断能力の衰えの確認
- 受任者の任意後見人としての適性確認
- 受任者の適性を厳しくチェック？

## 鑑定は原則不要（補助も同じ）

# 任意後見監督人の役割

## 目的

後見事務が適切に行われるように指導すること

- 報告期間の定めに応じ事務の処理状況、預貯金残高
- 収支状況、その疎明資料としての通帳類の提出求める
- 親族後見人は期限を守らない、書類が不足しがち

規定期間の報告以外にいつでも報告を求めることが可能

- 直接調査する権限もあり
- 本人の権利擁護のため



# 任意後見監督人の報酬と居住用不動産の処分

■ 家庭裁判の審判により本人の財産から払われる

■ 月額 1 万円～ 3 万円

■ 任意後見人が本人の居住用財産を処分する場合、監督人や家裁の許可不要

# 任意後見契約の解除

■ 本人・受任者（任意後見人）いずれからも契約解除可

■ 本人の「自己決定権の尊重」、任意後見に特有

## ■ 契約発効前

- 合意解除の場合は、公証人の認証（作成ではない）
- 一方的解除は認証を受けた書面を配達証明で送付
- 相手が受け取れば解除

## ■ 任意後見契約発効後

- 正当事由 + 裁判所の許可
- **本人からの解除は判断能力の誤りかも**
- 任意後見人からの解除は本人に不利益となるかも

# 見守り契約

見守り契約は、任意後見契約を選択した場合に必要

公正証書は条件では無い

受任者が本人の判断能力を見守り、必要に応じて任意後見監督人を選任する

自宅で暮らす頼りにする親族がいない人は、特に見守り契約が重要

警備会社との連携も検討する

見守り契約期間は、本人が自分の生活状況や考え方を伝えるための重要な時間

親族以外の第三者が受任者になる場合は、本人との関係を築くための重要な期間

# 見守り契約をしておく方が良い

- 見守り契約をしていないと疎遠になる
  - 担当者が本人に寄り添って行動しておく
  - 良好な関係を築いておく
- 
- 見守り契約の期間
  - 婚約中のカップルのようなもの
  - 解約通知書は内容証明で送付

# 財産管理等委任契約（任意代理）

移行型の任意後見契約をした場合に財産管理契約も同時にすることがある

- 財産は全部でも一部でも可能
- 医療契約や介護契約などの契約手続きについても記載

判断能力がしっかりしている期間、自分で財産を管理したい人が多い

- 必要なときが来たら改めて書面でスタートの意思表示
- 身体に不自由がある場合は、契約時にスタートすることもある

親族の場合でも財産管理等委任契約を勧めることがある

事実上の財産管理に法的な根拠を付けるため

# 財産管理等委任契約

## 金融機関が財産管理等委任契約でなく指定代理人登録制度に誘導？

- 根本的な解決策である任意後見契約の利用の機会を奪う  
→結果として法定後見に行き着いてしまう危険性
- 「当事者はいつでも契約の解除ができる」という条文に注意

### 専門家がアドバイスをすることが重要

- 事実上の財産管理は認知症の進行で銀行からの意思確認不可
- 法定後見申立の手続きをしなければならなくなる

### 契約書は公正証書で作成することが原則（登記はされない）

- 財産管理契約書は金融機関に提出することが前提  
（私文書では毎回本人確認が必要になるため）

# 死後事務契約

## 死後事務の相談から、任意後見契約につながる

- 祖先に申し訳が立たない
- 死後の事務に当たる部分の相談は意外と多い
- 専門家が任意後見の説明をすることが重要

### 契約時にある程度の預かり金をしておく必要がある

- 報酬以外にも葬儀費用など高額な実費
- プルデンシャル生命は信託から払う仕組み（ソニー生命、少額短期保険）
- 遺言執行者に指定されている場合は預かり不要

# 死後事務委任契約

- 発効前の死亡
  - 見守り契約や財産管理契約、任意後見契約が終了
  - 死後事務委任契約をスタート
- 発効後に本人が死亡
  - 任意後見契約が終了し死後事務委任契約がスタート
- 死後事務のスタートは病院での遺体との対面
  - 病院は遺体の引き取りを早急に求める
  - 葬儀社の指定があれば葬儀社に連絡する
  - 葬儀社紹介センターを把握しておく



- 医師からの死亡診断書を持って死亡届を提出
  - 葬儀社が代行
  - 任意後見受任者が死亡届を提出できる
  - 死後事務受任者は届け出不可
  - 火葬の日程を決める
- 
- 火葬場がいっぱいの場合がある
  - 死亡から火葬まで24時間は空けないといけない
  - 一時的に葬儀社に預けることになる
- 
- 任意後見人
  - 本人死亡後の収支報告書や財産目録
  - 相続人への引継書などを監督人に提出
  - 書類は家庭裁判所のひな形を利用して作成
  - 監督人を通して家裁に提出

- 死後事務契約書の内容によっては葬儀を行わないことも
- 葬儀がある場合でも参列者が少ないことが多い
- 喪主を務めることも
  
- 施設に入居していた場合
- 多くの人が通夜式や告別式に参列することがある
  
- 契約内容に基づき
- 葬儀社や菩提寺への連絡や費用の打ち合わせ
- 指定の親族や友人への連絡など
- 墓がない時は、永代供養や合祀墓、樹木葬や海洋散骨など

# 全ては、遺言書の作成から始まった

## 遺言書の作成の仕事を増やすことを検討した背景

- 少子化で家を買う人が減る
- 不動産売買や登記の案件が減る
- 超高齢社会で実家の家が要らない
- 施設に入る

## 直接仕事を生み出すため

金融機関や不動産業者を通さず遺言書で執行者になる

## 相続登記や相続後の不動産売買の登記などが自ら生み出せる



# 遺言書の作成

## 遺言書の作成は公正証書が原則

- 自筆証書遺言…**検認**や**管理の手間**や**リスク**がある
- **金融機関によっては相続人全員の実印と印鑑証明書**を求める

## 自筆証書遺言の法務局での保管制度

- 遺言保管所で預かってもらえる
- 無効な内容のリスクがある

### 方法

案の作成、保管申請書の作成、保管所への同行  
(高齢者が自ら書式をダウンロードして?)

# 遺言書の作成

## 遺贈がある場合

- 受遺者を特定するための住所や氏名が必要
- 法人は事前に打ち合わせが必要
- 受遺者が個人だと本人が連絡を望まないこともある
- 公的な証明ができない場合は公証人に相談することが必要

## 相続分は割合で分けることを勧める

- 特定物や金融機関を指定すると変わる可能性
- 法定後見人が換金したり金融機関を解約

## 付言事項

- 法的な効力を持たないことが多い（最後の手紙）
- 相続人間の感情のもつれを防ぐために重要
- ビデオレターのような動画も一つの方法

# 遺言の執行

## 遺言書の開示が執行業務で一番気を使う

遺言書の存在を知らない相続人もいる

## 公正証書は検認手続きが不要

お金は被相続人に生前に払っておいてもらう

## 相続人特定後、法定相続人と受遺者に遺言書の開示をする旨の連絡

遺言書がある旨、執行者就任の旨、今後の業務の流れや期間  
遺留分侵害額請求が可能な場合は意思確認を行う

# 遺言の執行

## 相続登記はすぐに申請する

他の相続人と民法177条の対抗問題

## 執行者が不動産を売却換金し分配して欲しいという場合

- 法定相続分での登記、売却の登記を遺言執行者のみ
- 譲渡所得税が相続人全員にかかる
- 譲渡所得税分を確保が必要

## 特定の相続人に不動産を相続させ代償分割をする遺言

- 売却処分して分配するような内容
- 全員への譲渡所得税は回避可

- 金融資産については
  - まず遺言書に記載された口座を確認
  - その他一切の預貯金口座、証券口座、保険など
  - 郵送物から確認
- 通帳の残高が振込手数料よりも少ない場合
  - 銀行からあらかじめ手数料を振り込むように求められる
  - 発見できたら全ての資産の相続手続を行う
- 銀行から亡配偶者の相続手続きもやってほしい（子のいない夫婦）
  - 亡配偶者の未解約の通帳も発見されることがある
  - 遺言執行者には権限がない
  - 亡配偶者名義の相続人全員で手続き



- 遺贈による寄付
- 受諾書を受け取り、換金し団体に寄付
- 相続税がかかる場合は、税理士に準確定申告
- 本人死亡後4か月以内
- 死亡日付けの残高証明書を取得
- 不動産は死亡年度の固定資産評価証明書を取得
- 銀行や証券会社等は「相続開始日」時点の残高証明書
- 生前贈与の契約があった？

# 執行の終了

- 相続財産計算書を作成
- 相続人や受遺者に配分予定金額を書面通知
- 書面での承諾を取り付ける
- 各相続人及び受遺者から承諾書を受領
- 全員分の承諾書がそろうと相続財産を分配する

# 公正証書遺言の検索照会

## 遺産整理を受任

公正証書遺言がある可能性

## 公正証書遺言の作成を手伝った

その後に作成し直している可能性

## どこの公証役場でも全国検索

方法

顔なじみの公証役場に確認

# 民事信託と任意後見の関係

民事信託は、資産の運用や有効利用の具体的な内容や方法が決まっていない場合に有効

- 任意後見人は、代理権目録の範囲内で代理権を行使
- 大規模修繕の内容や投資額、工事の請負先など具体的に
- 監督人とで判断の差が生じない程度の記載が難しいと民事信託

民事信託とは財産の管理に関すること

本人の財産から外して受託者に管理してもらう

任意後見契約をしていないと認知機能が衰えると法定後見

任意後見契約を補完する契約として民事信託を組成

# 各種契約関係に要する費用

2023年2月2日

契約名称	内 容	契約締結時費用	判断能力があるうちの定期的費用	判断能力がなくなった時の費用	判断能力がなくなってからの定期的費用	死亡時の費用
見守り契約	受任者が、委任者の体調や生活環境を定期的な訪問等にて見守ります。委任者の判断能力が低下したときは監督人選任の手続きを行います。	5万円～20万円	月額6千円～1万円（年払い7万2千円～12万円）	—	—	—
財産管理等委任契約	委任者の判断能力がある状態でも、委任者が自分で財産の管理ができなくなった場合、受任者が委任者の財産管理を代理で行います。委任者とリーガルサポートへ財産目録を定期的に報告します。	5万円～20万円 +公正証書作成費用	管理対象財産5,000万円以下の場合 月額3万円～ *管理対象財産の額によります。	—	—	—
任意後見契約	委任者の判断能力が衰えて、裁判所から監督人が選任された時点で委任者の後見人として、委任者の生活や権利、財産を任意後見契約書に従って守ります。委任者とリーガルサポートへ定期的に報告します。	※面談月1回 3ヵ月を含む  30万円（当社後見） 40万円（家族後見） +公正証書作成費用	—	15万円 （任意後見監督人選任申立費用）	管理対象財産5,000万円以下の場合 月額3万円～ *管理対象財産の額によります。	—
死後事務委任契約	委任者がなくなった時に、葬儀や納骨、公的機関への手続き等、必要な事務手続きを行います。	5万円～20万円	—	—	—	～70万円まで
遺言書	遺言者の財産の内訳とその用途や受遺者の指定を遺言書にて残します。	15万円（証人2名費用含） +公正証書作成費用	—	—	—	死亡時の相続財産内、積極財産額  ～5千万・・・2% 5千万～1億円・・・1.5% 1億～・・・1%
概 算		59～69万円 +公正証書作成費用	月6千円～	15万円	月3万円～	～70万円 +遺言執行費用

\*一契約ごとの費用になりますので、複数後見の場合は変動いたします。また、各費用に印紙代等の実費、取得手数料、消費税は含みません。

## 勝司法書士法人が行っている講座のご案内

**後見・相続を業務の柱とするための  
「実践ガイド&営業スキル講座」開催中！！**

**営業スキルも  
磨ける！**

理論編・実務編・営業編の  
動画とレジュメに沿った質疑  
応答スタイル

参加者同士の交流や個別の  
アドバイスも受けられます！

**★講座はzoom参加OKのため、全国各地のみなさまが受講可能！**

詳しい内容は  
講座の説明  
ページへ



オンライン  
無料説明会  
予約はこちら



# 事務所紹介

## 大阪事務所

〒550-0012  
大阪府大阪市西区立売堀1丁目3番13号  
第三富士ビル9F  
TEL:06-6940-7666 FAX:06-6940-6071

## 横浜事務所

〒221-0056  
神奈川県横浜市神奈川区金港町6番地14  
ステートビル横浜6F  
TEL:045-534-7688 FAX:045-534-7681


## 東京事務所

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門5丁目11番15号虎ノ門  
KTビル6F  
TEL:03-5472-7286 FAX:03-5472-7287


## 代々木事務所

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目13番18号  
オフィスコート代々木  
TEL:03-6273-2193 FAX:03-6273-2194


# SNS




LINE  
でお問  
い合  
わせ




YOUTUBE  
で学  
ぶ





TikTok  
で学  
ぶ



BLOG  
で学  
ぶ



イン  
スタ  
で学  
ぶ



セミナーの口  
コミ  
を是非お願  
い  
た  
し  
ま  
す  
!

